

添付 2

駐日韓国大使館 韓国文化院長 殿

〈施設使用者 義務事項〉

駐日韓国大使館 韓国文化院ハンマダンホールの使用にあたり、下記項目を義務事項として遵守しますことを約束いたします。

- 貸館目的以外の行事は行わない。
- 貸館範囲内の施設と付帯設備のみを使用する。
- 貸館時間を遵守し、使用時間超過時には追加実費を支払う。
- 行事に伴う物品の搬入出、舞台設置、撤去、運営においては、文化院職員またはホール管理を委託した者の指示に従い、行事に必要な人員及び費用はホール貸館使用者が負担及び準備する。
- 行事の円滑な進行と安全のために観客案内要員を最低限 3 名配置し、行事の性格上文化院側が案内要員の増員が必要であると判断した場合は、それに従い増員する。
- 貸館申請時に協議されなかったが、行事に必要な物品が生じ、その物品が文化院内にない場合、貸館使用者が必要な物品を準備し、文化院の施設を破損しない範囲で使用する。
- ホール使用時に施設に被害が生じた場合、駐日韓国大使館 韓国文化院長が定めた貸館規定第 11 条に基づき損害を賠償し、原状復帰するよう処置する。
- 付帯設備であるマイク、スピーカー、VTR などの視聴覚器材を使うときは、文化院の職員または文化院がホールの管理を委任した者の立ち会いのもと使用する。
- 専門的な舞台照明・音響設備を使用する公演等を行う場合は、専門スタッフを揃えて運営するようにする。
- 貸館使用者は事故などが発生しないよう安全面に徹底して管理し、貸館使用者の責任により発生した全ての事故等に対する責任を負うものとする。
- 行事が終了したら施設及び付帯設備の原状復帰をする。
- 貸館使用者は公演のために館内及び舞台上に関連物品を搬入出及び設置する際には、事前に文化院側とよく協議し、作業に当たっては必ず養生などをして施設保護のための処置を行う。

年 月 日

使用者

(署名または印)